

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局指導課長

「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」の改正について

租税特別措置法(昭和39年法律第24号)第67条の2第1項に規定する特定の医療法人(以下「特定医療法人」という。)に関する制度改正に伴う新たな取扱いについては、「特定医療法人制度の改正について」(平成17年3月31日医政発第0331001号厚生労働省医政局長通知)をもって通知したところであるが、今般、「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」(平成15年10月9日医政指発第10090001号厚生労働省医政局指導課長通知)の一部を下記のとおり改正することにしたので、御了知の上、関係方面への周知徹底及び指導方よろしくお願いしたい。

記

1 改正の内容

- (1) 特定医療法人について、収入金額に係る要件の見直し(平成17年厚生労働省告示第181号)が行われたことに伴い、収入金額に係る要件に関し、収入が社会保険診療報酬に準じた取扱いとされる健康増進法(平成14年法律第103号)第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。)の具体的範囲を明らかにし(平成17年3月31日医政発第0331001号)その証明書等の様式を改正する。

2 通知の改正

「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」(平成15年10月9日医政指発第10090001号厚生労働省医政局指導課長通知)の一部を次のように改正する。

- (1) 同通知別添1を別紙1のように改める。
- (2) 同通知別添2を別紙2のように改める。
- (3) 同通知別添2の付表1「証明願記1及び2に係る添付書類」を別紙3のように改める。
- (4) 同通知別添2の付表2「証明願記3に係る添付書類」を別紙4のように改める。
- (5) 同通知別添2の付表3「証明願記4に係る添付書類」を別紙5のように改める。
- (6) 同通知別添2の付表4「証明願記6に係る添付書類」を別紙6のように改める。
- (7) 同通知「『租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号にの規定するに基づく厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨に該当することの証明願』の申請要領等」を別紙7のように改める。
- (8) 同通知別添3を別紙8のように改める。
- (9) 同通知別添3の付表1「証明を受けようとする医療施設に係る明細書」を別紙9のように改める。